



市役所 代表 ☎(24)2111番

## お知らせ

### 市税等の納期

今月25日(火)は、国民健康保険税第7期、介護保険料第7期の納期限になっていますのでお知らせします。

市民の皆さんが納めていただく税金や保険料・負担金は、市民の暮らしを豊かにするとともに、自身の健康や生活を快適に過ごすにいたるために使われる大切なお金です。

各通知書に記載されています納期までに、納めていただきますようお願いいたします。

国税務課市民税係

☎内線 238・306番

高齢者福祉課介護保険管理係

☎内線 462番

### 移動相談窓口を開設します

移動納税相談及び市営住宅使用料等納付の相談窓口を開設しますので、ご利用ください。

日時 12月25日(火)

17時30分～20時

### 会場

- ・市役所
- ・みどり保育所(緑5)
- ・落石町新興会館(落3)
- ・南が丘団地公営住宅集会所(南3)
- ・落石団地コミュニティルーム(落1 1号棟1階内)
- ・道営住宅学園団地集会所(落4)

国税務課納税係

☎内線 244・294番

建築住宅課住宅管理係

☎内線 274・395番

### 税務課から

平成20年度償却資産(固定資産税)の申告  
平成20年度の償却資産申告書の用紙は、12月中に送付します。

平成19年度の税制改正により、国税における償却可能限度額は、残存簿価1円までとなりましたが、固定資産税は、従来どおり取得価額の100分の5に相当する額です。

申告期限は、1月31日(木)までとなっておりますので期間内に申告するようにお願いいたします。

す。

新たな事業所や個人事業主の方も申告が必要となりますので、連絡ください。

家屋の異動に関する変更届出

固定資産税は毎年1月1日現在に資産を所有している方に課税されます。

売買や相続、贈与などにより家屋の名義が変更になった時、また家屋の全部又は一部を取り壊した時は、届出が必要となります。

登記されている家屋は法務局へ、未登記の家屋は市へ必ず届出をしてください。

この届出がないと固定資産税課税台帳の変更が行われず、前年と同様の課税となりますのでご注意ください。

また、建物等を新築(増築)した場合も同様に届出をお願いします。

国税務課資産税係

☎内線 296・297番

### 年末調整説明会を開催します

各事業所及び事業主を対象に、年末調整説明会を行います。

す。

日時 12月4日(火)

1回目10時

2回目13時30分

場所 市民会館小ホール

国税務課

法人課税部門

(源泉所得税担当)

☎(23) 2293番

個人課税部門(資料担当)

☎(23) 2193番

税務課市民税係

☎内線 238・306番

### 年末年始のごみ収集

一般ごみ

年末 12月29日(土)の収集地区まで

年始 1月4日(金)から

平常どおり

資源ごみ

年末 12月28日(金)の収集地区まで

年始 1月4日(金)から

平常どおり

環境生活課廃棄物対策係

☎内線 278番



「紋別市消費者被害防止 ネットワーク」設立

悪質な訪問販売業者などから消費者の被害を未然に防ぐことを目的に、市民と消費生活に関わりの深い17の団体（消費者協会、警察署、市など）による紋別市消費者被害防止ネットワークを設立しました。

最近では、高齢者などを狙った高額商品の契約や架空請求・振り込め詐欺など犯罪性の高い悪質なものが横行しています。

こうした悪質商法の手口から身を守るため、市民と各団体がお互いに情報を提供し合いながら連携を密にして、消費者保護を行っていきます。訪問販売などで悪質と思われる情報がありましたら提供ください。

環境生活課生活防犯・消費係

☎内線407番

リサイクルバンク

11月10日現在

読んでください

譲ります

- ・成人式用草履、バッグ、きん着袋
- ・1000クローラーボックス
- ・男の子用カービング スキー一式(靴22〜23cm)
- ・大人用、子ども用 カービングスキー一式 (靴18cmと24cm)
- ・ラミネーター(A3対応)
- ・ひな人形7段飾り
- ・英会話教材
- ・(カセットテープ付) 学習机、イス、スチール製本棚
- ・ローボード(4段)
- ・マッサー機能付きベッド
- ・ベビーカー
- ・スライドベビーカー
- ・スクーター(スキの蘭)
- ・エレクター
- ・歩行器
- ・チャイルドシート (乳幼児用)

リサイクル品の価格は、当人同士の話し合いによりお願ひします。

環境生活課生活防犯・消費係

☎内線407番

交通安全メモ

環境生活課交通安全係 ☎内線243番

◎12月運転免許証更新時講習日程

区分	日 程		場 所
優 良	5日(水) 10:00~10:30	10日(月) 13:30~14:00	市民会館
	14日(金) 13:30~14:00	25日(火) 13:30~14:00	
一 般	5日(水) 11:00~12:00	20日(木) 13:30~14:30	
初回違反	20日(木) 15:00~17:00		
違 反	10日(月) 14:30~16:30	14日(金) 14:30~16:30	
	25日(火) 14:30~16:30		

☆家庭・職場・地域から飲酒運転の追放を！！

飲酒運転は、重い処罰、失職、家庭崩壊、損害賠償などの多大な責任が課せられ人生も台無しにしてしまいます。年末を迎えお酒を飲む機会が多くなりますので、声を掛け合って防止しましょう。

☆冬期間の事故防止について

12月から3月の積雪、寒冷期間に大きな事故が発生しやすいです。積雪が無くても、路面が凍結している場合があります。日の当たらない所の走行には十分注意しましょう。  
 ・夜間から早朝にかけて昼間の湿潤路面が凍結し、一見、乾燥路面に見えても、ブラックアイスバーン状態になっていることがあるので、走行には十分注意しましょう。  
 ・交差点、路側帯付近の雪山など走行中の死角に注意しましょう。  
 ・事故防止のため、雪を路上に出さないでください。  
 ・違法路上駐車は、除雪の妨げになり、周辺住民の迷惑になりますのでやめましょう。

製造事業所の皆さんへ

工業統計調査に協力ください

平成19年工業統計調査を12月31日現在で行います。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、一年間の製造活動を調査するものです。

調査の実施にあたっては、本年12月から来年1月にかけて調査員が伺います。なお、調査票に記入した内

請求書の提出は12月5日までに

12月に支払う商店等の債務について、早めに精算したいと計画しています。市役所への請求書の提出は、早めに済まされるよう協力ください。

容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。  
 回企画調整課統計係 ☎内線214番

11月までに債権が確定したものを12月5日(水)までに提出ください。12月21日(金)ころまでに支払います。

12月以降に債権が確定したものは、各担当課にその旨伝えて提出ください。順次支払います。

回会計課会計係

☎内線236番



## 国民年金 任意加入制度

過去に国民年金の納め忘れなどがあり、保険料の納付期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳までの間に任意加入することで、満額の年金に近づけることができます。

国民年金の任意加入は、次の要件をすべて満たす方で任意で加入、脱退することができます。

- ・国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ・老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ・20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の方

ただし、厚生年金や共済年金などの第2号被保険者の方は加入できません。

平成19年度の老齢基礎年金の20歳から60歳までの40年間保険料を納付した場合の満額は、年間79万2千100円です。

また、老齢基礎年金を受給するには、保険料納付期間や免除期間などが25年（30月）以上必要ですが、この要件を

満たしていない場合は70歳まで任意加入が可能です。（ただし、昭和40年4月1日以前生まれの方のみ）

任意加入を希望する方は、年金手帳と印鑑を持参し、事前に自分の納付月数等を相談し、確認したうえで国民年金係まで届出ください。

国民課国民年金係  
☎内線 230・228番

## まちなか公的賃貸住宅事業者 説明会及び事業者募集

まちなか居住の推進のため、「借上げ公営住宅」と「家賃補助による民間賃貸住宅」の2種類の制度を創設し、民間活力の導入によりまちなかへの公的賃貸住宅の供給を行っています。

平成19年度も引き続きこの2種類の制度のいずれかにより事業を行う事業者を募集します。

募集に先立ち、制度や事業の内容、応募の方法など、詳細について事業者向け説明会を行います。

「借上げ公営住宅」～借上げ公営住宅制度

民間事業者が建設した賃貸住宅（建設費の一部を市が補助します）を、市が20年間借上げ、公営住宅としてまちなかに供給します。

入居者は利便性の良いまちなかに、低額な家賃で入居でき、事業者は市が借り上げることにより、安定した収入（借上料）を得ることができます。

「家賃補助による民間賃貸住宅」～民間賃貸住宅家賃補助制度

民間事業者が自ら経営する賃貸住宅を建設し、公営住宅の入居資格に準ずる入居者を公営住宅並みの家賃で入居させた場合に、家賃の差額程度を事業者へ20年間補助します。

入居者は利便性の良いまちなかに低額な家賃で入居でき、事業者は低額な家賃で入居者を募集することができ、ため空家率を少なくでき、安定した賃貸住宅経営を行うことができます。

説明会  
日時 12月7日（金）  
13時30分～

場所 市役所2階消防会議室

募集期間 12月10日（月）～  
1月8日（火）

募集戸数  
2つの制度をあわせて8～  
12戸程度

団建築住宅課住宅管理係  
☎内線 395・433番

## みんなが幸せな社会のために 男女共同参画社会をめざして Vol.16

男と女が、職場で、地域で、家庭で、個性と能力を発揮できる「共同参画社会」を実現させましょう！

### 子どもの看護休暇

Q 子どものけがや病気のときに休むことができる制度はありますか？

A 小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日を限度とし、子の看護休暇を取得することができます。この休暇は平成16年の「育児・介護休業法」改正により事業主に義務づけられたものであり、労働基準法第39条の規定による年次有給休暇とは別に取得できません。

事業主は就業規則等の整備が必要であり、業務の繁忙等を理由として看護休暇を拒むことはできません。また、子の看護休暇は労働者1人につき5日であり、子ども1人につき5日ではありません。ただし、法を上回る日数や小学校就学以降も対象とする制度を定めることは差し支えありません。

企画調整課企画係 ☎内線221番